

糖尿病患者の会「くにたち希望(のぞみ)会」会則

2014年3月31日作成

(名称)

第1条 この会は、くにたち希望(のぞみ)会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、クリニックみらい国立に置く。
住所 国立市東1-6-9

(目的)

第3条 この会は、糖尿病の治療ならびに、予防に関する知識の普及と向上をはかり併せて会員相互の親睦、及び福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、糖尿病教室・食事療法教室・運動療法教室・糖尿病に関する資料の配布・その他の事業を行う。
同時に社団法人日本糖尿病協会、同東京都支部(東京都糖尿病協会)、同関東甲信越地方連絡協議会の諸行事に参加協力する。

(会員)

第5条 この会の会員は、普通会员・特別会員をもって構成する。
1)普通会员は、糖尿病の治療を受けている患者とその家族、及びこの会の趣旨に賛同し、深い関心をもって本事業の進展に寄与すると会が認めた者とする。
2)特別会員は、医師・看護師・栄養師・運動療法士・薬剤師・検査技師・事務等医療機関に携わる者とする。
3)この会に入会しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。
4)この会を退会しようとする者は、退会する旨を事務局に申し出るか、退会届を提出するものとする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。
1)会長 1名
2)副会長 1名
3)理事 若干名
4)監事 2名
5)顧問並びに相談役 若干名

(役員を選出)

第7条 この会の理事は会員より選ぶ。
1)会長・副会長・監事は理事の互選とする。
2)顧問並びに相談役は、理事会で推薦委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故等発生時は、その会務を代行する。
理事は会務を分担し、これを執行する。
監事は会務及び会計を監査し、これを理事会及び総会に報告する。
顧問及び相談役は、諮問に応じ意見を答申する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
1)理事に欠損を生じた時は、第7条の規定により補充する。
なお、事務に支障の無い時は、欠損のまま次の改選期まで補充しないことが出来る。
2)補充者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(総会)

第10条 この会の総会は、原則として年1回会長が召集する。
また、会長が必要と認めた場合、臨時に総会を召集することが出来る。
なお、総会は、決算報告、予算案、事業計画及びその報告、役員を選出、その他の重要事項を付議する。

(理事会)

第11条 理事会は、この会の理事をもって構成し、必要の都度、会長がこれを招集し、会務の審議及び執行、役員を選出・選任、総会の召集並びに総会に付議すべき事項、その他必要と認める事項を付議する。

(会則の改廃)

第12条 この会の会則の改廃は、理事会の決議による。但し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(上部団体への加入)

第13条 この会の会員は、社団法人日本糖尿病協会並びに同東京都支部(東京都糖尿病協会)、同関東甲信越連絡協議会に自動的に加入し、所属する。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入により運営する。

(入会金及び会費)

第15条 会費は1年で4,000円とする。(「さかえ」購読代込み)
1)会費は通常1年分を前納するものとする。
2)途中新規入会の場合においては月割り350円とし、年度分を一括払いとする。
3)継続会費は4月に納付する。
4)途中で退会した場合には、前納した会費の払い戻しはしない。
5)1年以上にわたり会費の納入がない場合には、自動的に会員の資格を失うものとする。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(細則)

第17条 この会に関する事項、その他会則に定めない事項、細則等は理事会で定める。

第18条 この会の会員は自由に、たま希望会の事業に参加することが出来る。

第19条 この会の会員は本活動を通じての、政治・宗教活動、販売などの行為を行わないものとする。

(付則) この会則は、2014年4月1日からこれを施行する。